



2020年5月26日

各位

会社名 株式会社コロワイド
 代表者名 代表取締役社長 野尻公平
 (コード番号 7616 東証第一部)
 問合せ先 取締役 瀬尾秀和
 (TEL 045-274-5970)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月30日開催予定の第58期定時株主総会、普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、新たな種類の株式である第3回優先株式（議決権なし及び普通株式への転換権なし）を発行することを可能とするため、以下のとおり定款変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会において議案が原案どおり承認可決されること、及び普通株主による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、2020年6月30日付でその効力が生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、113,000,000株とし、このうち112,999,920株は普通株式、30株は優先株式、50株は第2回優先株式とする。</p> <p>第6条(条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条</p> <p>当社の1単元の株式の数は、普通株式については100株、優先株式及び第2回優先株式については1株とする。</p> <p>第8条～第12条(条文省略)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条の1</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、113,000,000株とし、このうち112,999,820株は普通株式、30株は優先株式、50株は第2回優先株式、<u>100株は第3回優先株式</u>とする。</p> <p>第6条(現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条</p> <p>当社の1単元の株式の数は、普通株式については100株、優先株式、<u>第2回優先株式及び第3回優先株式</u>については1株とする。</p> <p>第8条～第12条(現行どおり)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条の1</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。</p> <p>① （条文省略）</p> <p>2 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （条文省略）</p> <p>第13条の2及び第13条の3（条文省略） （残余財産の分配） 第13条の4 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略）</p> <p>第13条の5～第13条の10（条文省略） 第4章 第2回優先株式 （優先配当金）</p>	<p>当会社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）、第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）、<u>第3回優先株式を有する株主（以下、第3回優先株主という）又は第3回優先株式の登録株式質権者（以下、第3回優先登録株式質権者という）</u>に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>2 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、<u>第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者</u>に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>第13条の2及び第13条の3（現行どおり） （残余財産の分配） 第13条の4 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、<u>第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者</u>に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>第13条の5～第13条の10（現行どおり） 第4章 第2回優先株式 （優先配当金）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条の1</p> <p>当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。</p> <p>① （条文省略）</p> <p>2 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （条文省略）</p>	<p>第14条の1</p> <p>当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、<u>第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者</u>に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>2 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、<u>第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者</u>に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （現行どおり）</p>
<p>第14条の2及び第14条の3（条文省略）</p> <p>（残余財産の分配）</p>	<p>第14条の2及び第14条の3（現行どおり）</p> <p>（残余財産の分配）</p>
<p>第14条の4</p> <p>当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略）</p>	<p>第14条の4</p> <p>当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、<u>第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者</u>に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p>
<p>第14条の5～第14条の10（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第14条の5～第14条の10（現行どおり）</p> <p><u>第5章 第3回優先株式</u></p> <p><u>（優先配当金）</u></p> <p>第15条の1</p> <p>当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、<u>第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者</u>に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、<u>第3回優先株式1株</u>につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、<u>第3回優先配当金</u>という）を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第3回優先配当金=100,000,000円×3.5%</u></p> <p>2 <u>当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第3回優先中間配当金という）を支払う。</u></p>
(新設)	<p>3 <u>第3回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第3回優先配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。</u></p> <p><u>(非累積条項)</u></p> <p><u>第15条の2</u></p>
(新設)	<p><u>ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p><u>第15条の3</u></p>
(新設)	<p><u>第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当はしない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第15条の4</u></p>
(新設)	<p><u>当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対し、第3回優先株式1株につき、100,000,000円に第3項に定める第3回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</u></p> <p>2 <u>第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>3 <u>第3回優先株式1株当たりの第3回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して第3回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p>
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(議決権)</u> <u>第15条の5</u> 第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p><u>(買受け等)</u> <u>第15条の6</u> 当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第3回優先株式のみを買い受けることができる。</p>
(新設)	<p>2 第3回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第3回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。</p>
(新設)	<p><u>(新株引受権等)</u> <u>第15条の7</u> 当会社は、第3回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割)</u> <u>第15条の8</u> 当会社は、第3回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。</p>
(新設)	<p><u>(取得請求)</u> <u>第15条の9</u> 第3回優先株主は、当会社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第3回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。</p>
(新設)	<p>2 前項に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。</p>
(新設)	<p>3 第1項に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 株主総会及び種類株主総会 第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>第6章 取締役及び取締役会 第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>第7章 監査等委員会 第30条～第34条 (条文省略)</p> <p>第8章 会計監査人 第35条～第39条 (条文省略)</p> <p>第9章 計算 第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条</p> <p>期末配当金及び中間配当金（優先配当金、優先中間配当金、第2回優先配当金及び第2回優先中間配当金を含む）は、その支払開始の</p>	<p>額（以下、限度額という）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。</p> <p>(取得条項) 第15条の10</p> <p>当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第3回優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>2 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p>3 第1項に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。</p> <p>4 第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とする。</p> <p>第6章 株主総会及び種類株主総会 第16条～第19条 (条文省略)</p> <p>第7章 取締役及び取締役会 第20条～第30条 (条文省略)</p> <p>第8章 監査等委員会 第31条～第35条 (条文省略)</p> <p>第9章 会計監査人 第36条～第40条 (条文省略)</p> <p>第10章 計算 第41条～第43条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第44条</p> <p>期末配当金及び中間配当金（優先配当金、優先中間配当金、第2回優先配当金、第2回優先中間配当金、第3回優先配当金及び第3回優</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>先中間配当金を含む) は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以 上